青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第35号

青少年の家条例の一部を改正する条例

青少年の家条例(昭和56年岩手県条例第16号)の一部を次のように改正する。

	改正前						改正後							
表第二								別表第1 (第5条の2関係)						
				使用料の額							使用料	斗の額		
青年家名称	附属の施設	単 位		高等学 校 、 及 学 青 ケ チ サ サ チ チ チ チ チ チ チ チ チ チ チ チ チ チ チ チ	— 般	附属の設備の使用料の額	青少年の家の名称	附属の施設	単	位	高 校 、 及 労 年 第 生 生 勤 少	一般	附属の設備の使用料の額	
<b>当</b> 千	研修室、音楽室 、視聴覚室、創 作室、作法室又 はオリエンテー	1時間 までこ とに1 室ごと	9時から 17時まで 17時から	円 130 180	円 <u>280</u> 370		出手	研修室、音楽室 、視聴覚室、創 作室、作法室又 はオリエンテー	までごとに1	9時から 17時まで 17時から	円 140 190	円 290 380		
	ション室 体育館	にしている。これは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、こ	21時まで 9時から		220 430		県立県南		に 21時ま 9時か	21時まで 9時から				
青少 年の 家		I 時間までごとに	17時まで 17時から 21時まで	300	<u>430</u> <u>570</u>		青少 年の 家	体育館	1時間 までご とに	17時まで 17時から	<u>230</u> <u>310</u>	<u>450</u> <u>600</u>		
豕	多目的グラウン ド又は野球場	的グラウン [略]		220	440		<b>※</b>	多目的グラウン ド又は野球場	[略]	21時まで	230	460		
	テニスコート	[略]		<u>100</u>	210			テニスコート	[略]		110	220		

	キャンプ場	[略]		<u>170</u>	<u>350</u>	
	宿泊室	[略]		<u>310</u>	<u>600</u>	
岩手	研修室、音楽室 又は視聴覚室	1時間 までに1 室ごと	9時から 17時まで 17時から	130 180	280 370	
県立 陸中 海岸		主 に 1時間	21時まで 9 時から	220	430	
青少年の家	体育館	までごとに	17時まで17時から21時まで	300	<u>570</u>	
涿	グラウンド	[略]		<u>220</u>	<u>440</u>	
	キャンプ場	[略]		<u>170</u>	<u>350</u>	
	宿泊室	<u>310</u>	<u>600</u>			
	研修室、音楽室 、創作室、プラ	1時間 までご	9時から 17時まで	<u>130</u>	280	
岩手 県立 県北	ネタリウム室、 プレイホール又 はふれあいホー ル	とに1 室ごと に	17時から 21時まで	<u>180</u>	<u>370</u>	
デル 青少 年の	1° W	1時間 までご	9時から 17時まで	220	430	[略]
家	スポーツホール	とに	17時から 21時まで	300	<u>570</u>	
	ソフトボールグ ラウンド又はタ ーゲットバード	[略]		220	440	

	キャンプ場	[略]		<u>180</u>	<u>360</u>	
	宿泊室	[略]		<u>320</u>	<u>630</u>	
	研修室、音楽室	1時間 までご	9時から 17時まで	140	<u>290</u>	
岩手 県立 陸中	又は視聴覚室	とに1 室ごと に	17時から 21時まで	<u>190</u>	<u>380</u>	
er 海岸 青少	体育館	1時間 までご	9時から 17時まで	230	<u>450</u>	
年の家		とに	17時から 21時まで	310	600	
<b>次</b>	グラウンド	[略]		<u>230</u>	<u>460</u>	
	キャンプ場	[略]		<u>180</u>	<u>360</u>	
	宿泊室	[略]		<u>320</u>	<u>630</u>	
	研修室、音楽室 、創作室、プラ	1時間 までご	9時から 17時まで	<u>140</u>	<u>290</u>	
岩手県立県北	ネタリウム室、 プレイホール又 はふれあいホー ル	よ と に 室 ご と に	17時から 21時まで	<u>190</u>	<u>380</u>	
県北 青少 年の	スポーツホール	1時間 までご	9時から 17時まで	230	<u>450</u>	[略]
家		とに	17時から 21時まで	310	<u>600</u>	
	ソフトボールグ ラウンド又はタ ーゲットバード	[略]		230	460	

ゴルフ場				
スケート場	[略]	<u>400</u>	<u>550</u>	1 靴 高等 学生及 学生 か 1 足 の 1 足 の 1 と の 1 と の 1 と の 1 と の 1 と の 1 に の 1 と の 2 と り る の 2 と り の 2 と り り の 2 と り の 2 と り の り の り の り の り の り 。 り の り の り 。 り の り り り 。 り り り り
				<u>460円</u> 2 [略]
テニスコート	[略]	<u>100</u>	<u>210</u>	
キャンプ場	[略]	<u>170</u>	<u>350</u>	
宿泊室	[略]	<u>310</u>	<u>600</u>	

[略]

## 別表第2(第3条、第6条関係)

聿	Î			利用	料金の上	:限額		
<sup>실</sup>	> 附		個人使	用		貸	切使用	
年	<u>:</u>    属		.1 224+	古然兴			W	
の	(T)		小学校 児童及	高等学 校生徒	ÁD.		料金を 徴収し	料金を
O,	設		び中学	及び学	一般	区分	ない場	徴収す る場合
名   形	1		校生徒	生			合	
岩		普通利用料	円	円	円	土曜日及び	円	円

	ゴルフ場				
	スケート場	[略]	<u>410</u>	<u>560</u>	<ul> <li>1 靴 高等</li> <li>学校生及び年はの</li> <li>あんりを可以にの</li> <li>一て足りの</li> <li>一て足りの</li> <li>人の</li> <li>2 [略]</li> </ul>
	テニスコート	[略]	<u>110</u>	<u>220</u>	
	キャンプ場	[略]	<u>180</u>	<u>360</u>	
-6.7	宿泊室	[略]	<u>320</u>	<u>630</u>	

[略]

## 別表第2(第3条、第6条関係)

青				利用	料金の上	:限額				
少	附		個人使	用	貸切使用					
年	属									
<i>O</i>	$\mathcal{O}$		小学校	高等学			料金を	料金を		
家	施	区分	児童及	校生徒	一般	区分	徴収し	徴収す		
0	設		び中学	及び学			ない場	る場合		
名			校生徒	生			合			
称										
岩	ス	普通利用料	平 円	円	円	土曜日及び	円	円		

北	金 (6 つき)		820	2, 380	3, 330	に)				北	場	金(6 つき)		900	2, 460	3, 360	(C)			
青 少 年	定期利用	関係	3, 270	<u>9, 550</u>	<u>13, 320</u>	その化	也の日			青少年		利用	競技 関係 者	3,600	9,840	13, 440	その他	上の日		
の家	(1 シー ズン につ き)	他の	<u>6, 540</u>	<u>19, 110</u>	<u>26, 650</u>		月料金 芽間ま こに)	9, 320	18,650	家		ズン	その 他の 者	<u>7, 200</u>	<u>19, 680</u>	<u>26, 880</u>	の利用 (1時 でごと	計間ま	9, 560	<u>19, 13</u>
	附の備利料金	1回 につ	<u>130</u>	410	<u>540</u>	附の備利料金	放設(時まごに送備1間でと)	<u>670</u>	1,370			の設 備の	靴 ( 1回 につ き)	<u>150</u>	<u>430</u>	<u>560</u>	附属の設	放設(時まごに送備1間でと)	<u>690</u>	1, 41

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。